

市の契約から暴力団等を排除するための取組みについて

八王子市では、市民の信頼や社会的な要請に応えるため、平成23年度から、警視庁と連携を図り、「八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱」を定め、市の契約から暴力団等の排除を図ることとしました。

1 対象となる契約の範囲

市が発注する全ての契約

2 排除措置の概要

排除措置の対象者及び排除措置期間

- ア 暴力団員等（ ）が経営に実質的に関与 【24月】
暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年以内の者
- イ 暴力団員へ金銭等の不当な利益を供与 【12月】
- ウ 暴力団員を利用 【12月】
- エ 暴力団員と社会的に非難される関係 【12月】
- オ 暴力団関係業者との下請契約等 【12月】

排除措置の内容

- ア 一般競争入札、指名競争入札、随意契約から排除
- イ 契約の相手方が排除措置を受けた場合に、契約解除ができるよう「八王子市の契約からの暴力団等排除措置に関する特約」を契約書に添付（随意契約による物品購入等については「見積書兼請書」の書式を改正）
- ウ 排除措置を受けた者を下請負人等とすることを禁止。下請負人等が排除措置を受けた場合は、当該契約を解除できるよう、契約の相手方に下請契約の条項整備を要請
- エ 契約の相手方に、不当介入等を受けた際に、市への報告、警察への届出を義務付
- オ ウ、エと同様な措置をとるよう、契約の相手方に下請負人等への指導を要請

排除措置の公表

排除措置を行った場合は、入札参加資格者名等を公表

3 排除措置に係る事務の流れ

「入札参加排除措置の流れ」のとおり

4 排除措置の詳細

「八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱」のとおり

5 適用開始日

平成23年4月1日